

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内中小企業等における外国人の受入と定着・活躍の促進を図るため、外国人の日本語習得を支援し、外国人が山梨県で安心して働くことができる環境の整備を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」への参加が認められており、山梨県内に事業所を有する中小企業者、医療法人、社会福祉法人及び公益法人とする。ただし、初めて外国人を雇用（受入）する場合又は既に外国人を雇用（受入）している企業で新たに外国人を雇用（受入）する場合に限る。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の額 (1事業当たり)
外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業	講師の謝金及び旅費、教材費、会場使用料、印刷費、消耗品費、受講料、交通費、日本語能力試験の受験料、その他の経費で知事が必要と認める経費	1 / 2 以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（20万円を上限とする。）

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に以下の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支内訳書
- (3) 見積書の写しその他の補助対象経費の積算の根拠となる資料

(4) その他参考となる資料

- 2 補助事業申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 国や県等が所管する他の補助金で、その目的や対象事業が当該補助事業と重複する場合は、当該補助事業の交付申請を行うことはできない。

(交付の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定により補助事業申請者から補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付決定にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。
 - 3 知事は、第1項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
 - 4 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。）
 - 二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第五号までにおいて同じ。）
 - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - 四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であって、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
 - 五 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
 - 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結する者

七 第二号から第六号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合はこの限りでない。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、これを報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は別途知事が指定する日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第14条 補助金は、精算払いとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第8号）により、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第16条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月17日から施行し、令和5年2月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施するので、やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて交付を申請します。

1 補助事業に要する経費 _____ 円
2 補助対象経費 _____ 円
3 補助金交付申請額 _____ 円

<関係書類>

- 1 事業実施計画書
- 2 事業収支予算書
- 3 必要経費の積算根拠がわかる資料（見積書、価格表等）
- 4 誓約書
- 5 会社等概要（リーフレット可）
- 6 履歴事項全部証明書
- 7 雇用開始日がわかる書類（雇用契約書等）
- 8 在留カード（未発行の場合は在留資格認定証明書）
- 9 事前着手理由書（該当者のみ）

事業実施計画書

1 申請者の概要

(申請日現在)

名称		代表者氏名	
住所(所在)			
業種		資本・出資金	千円
主 な 事業内容			
従業員数	人(うち外国人労働者 人)		

2 事業内容等

事業内容、事業を実施しようとする背景や目的、必要性を具体的に記載。

(例1)・・・事前講習の日本語研修や入国後講習のみでは、他の社員と円滑なコミュニケーションがとれないため、自社への配属後は継続して日本語学習を支援したい。
日本語学習の成果を測るため、〇年〇月〇日に日本語能力試験を受験させ、N3レベルの合格を目標とする。

3 事業実施期間

開始予定日	令和 年 月 日
完了予定日	令和 年 月 日

※ 開始予定日は事業の着手予定日を記載。

※ 完了予定日は補助対象経費の支払いを含め事業が完了する予定日を記載。

事業収支予算書

1 収入内訳 (単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金	円	
借入金	円	
補助金	円	山梨県
その他	円	
合 計	円	

※ 補助金欄は、補助対象経費の 1 / 2 以内の金額を記載

※ 合計は、2 支出内訳の合計と同額となること

2 支出内訳 (単位：円)

対象事業	経費区分		金額	積算基礎
	項目	細目		
外国人労働者の 日本語能力向上 のための日本語 学習に関する事 業	報償費	講師等謝金		
補助対象経費	合 計		円	

※ 税抜きの金額を記載すること

※ 経費項目は適宜追加・削除すること

【様式第1号 別紙3】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 社印または代表者印 〕

(ふりがな)

法人名 _____ ㊟

〔 代表者印または個人印 〕

(ふりがな)

代表者名 _____ ㊟ (男・女)

生年月日 (大正・昭和・平成・令和) _____ 年 月 日

【様式第1号 別紙4】

事前着手理由書

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金の申請に当たり、次のとおり事前に着手しておりますので、やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金交付申請書に添えて提出します。

事前着手内容	着手日（予定日）	着手理由

※ 事前着手したことが分かる資料（申込書、契約書等）や事前着手の理由が分かる資料（申込期限が記載された応募要領等）を添付すること。

※ 交付決定前に事業に着手（申込、契約等）することは原則認められません。事前着手は、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が認めた場合にのみ、例外的に認めるものです。

なお、事前着手した事業に対し交付決定があっても、交付決定日以前に一部でも支出した経費は補助対象外となります。

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事名

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで交付申請があった上記補助金については、やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は事業計画書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円
- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合はこの限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は令和 年 月 日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（様式第 6 号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金に係る補助事業の
変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があったやまなし外国人活躍企業支援事業費補助金に係る補助事業について、次の理由により計画変更したいので、やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更の内容
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

この他、必要に応じて、修正後の事業実施計画書や事業収支予算書等を添付してください。

様式第4号（第9条関係）

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金に係る補助事業の
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があったやまなし外国人活躍企業支援事業費補助金に係る補助事業について、次の理由により中止（廃止）したいので、やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の具体的内容
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響

様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金に係る補助事業の
遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があったやまなし外国人活躍企業支援事業費補助金に係る補助事業について、次の理由により予定する事業期間内に完了することができないと見込まれるので、やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき報告します。

- 1 遅延等の理由及び具体的内容
- 2 遅延等が補助事業に及ぼす影響

様式第6号（第12条関係）

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があったやまなし外国人活躍企業支援事業費補助金に係る補助事業を完了したので、やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助金実績額（決算額） _____ 円

<提出書類>

- 1 事業実施報告書
- 2 事業収支決算書
- 3 支出証憑（領収書、請求書等）
- 4 日本語能力試験の合否結果など日本語学習の成果がわかるもの
- 5 補助金振込先口座

事業実施報告書

事業期間	年 月 日～ 年 月 日
事業項目	事業の実施状況、成果等（具体的に）
<p>外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業</p>	<p>（記載例）… 自社で受け入れた実習生2名に対して、〇〇日本語学校と委託契約を締結して講師を派遣してもらい、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで自社内会議室にて毎週1回、1時間の座学による講義を実施。N3レベルの読み書きを重点的に行った。また、月に1回は講師とともに外出し、お店での店員との会話などを行い、フィードバックを受けるなど、実践的な講義も実施。日々彼らと接する中で日本語の上達を実感している。</p> <p>最終的に、日本語学習の成果を測るため、〇年〇月〇日に日本語能力試験（N3）を受験し、N3に合格した。</p> <p>来年度はN2取得を目指し、継続して日本語学習を支援したい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>■ なるべく定量的な数値を盛り込んで記載ください。 （開始日、期間、受講回数、時間、満足度など）</p> <p>■ 今後の抱負なども記載ください。</p> </div>

事業収支決算書

1 収入内訳 (単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金	円	
借入金	円	
補助金	円	山梨県
その他	円	
合 計	円	

※ 補助金欄は、補助対象経費の1/2以内の金額を記載
 ※ 合計は、2支出内訳の合計と同額となること

2 支出内訳 (単位：円)

対象事業	経費区分		交付申請額 (変更承認額)	決算額
	項目	細目		
外国人労働者の 日本語能力向上 のための日本語 学習に関する事 業	報償費	講師等謝金		
補助対象経費	合 計		円	円

※ 税抜きの金額を記載すること
 ※ 経費項目は適宜追加・削除すること

様式第7号（第13条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事名

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告があった上記補助金については、やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり額を確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額 _____ 円

様式第8号（第15条関係）

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があったやまなし外国人活躍企業支援事業費補助金について、やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助金額（山梨県知事が確定通知により通知した額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |